

埼玉・狭山・サッカースポーツ少年団

チャレンジサッカークラブ

## 規約

令和3年度

本規約は、令和3年度定期総会にて承認されました。

令和	3年	6月	1日
平成	26年	4月	1日
平成	14年	4月	1日
平成	12年	4月	1日
平成	8年	4月	1日
平成	7年	4月	1日
平成	6年	4月	1日
昭和	61年	5月	1日

チャレンジサッカークラブ

## 第一章 総則

### 第一条 名称・所在

本団は、埼玉・狭山・サッカースポーツ少年団チャレンジサッカークラブと称し、略称はCSCとする。  
本クラブの所在地は、団長宅とする。

### 第二条 目的

本団は、少年団員がサッカーを通じて、体力の向上と豊かな精神を養い、社会性豊かな少年の育成を目的とする。

### 第三条 資格・組織

本団の団員は、サッカーを愛好する小学生(少年団員と呼ぶ)と、その保護者並びにコーチとする。また、本クラブが特別に委嘱した役員も団員として扱う。本クラブは、育成指導部会、育成父母部会により構成される。

### 第四条 活動

本団の活動は、各種の少年サッカー大会への参加、その他、目的達成の為に必要な、諸活動とする。

### 第五条 規則の変更

本団の規約の変更は、総会及び臨時総会において出席者の2/3以上の賛成をもって行われるものとする。

## 第二章 団員

### 第六条 団員資格の条件

本団の目的に賛同し、運営に関わる義務を引き受ける意思を有するものとする。

### 第七条 入退団

小学生で入団希望者は、所定の入団申込書に団費・スポーツ安全傷害保険加入金(既存加入者は不要)を添えて、申し込むものとする。  
本団を退団する場合は、退団届を提出する事とする。  
また、病気によりやむをえない事情がある場合は、休団を認める。

## 第八条 団費

団費は、月額少年団員1人2,000円とする。但し、休団期間中の団費は、半額とする(月割りとする)

## 第九条 会計

会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。  
総会に於いて、2名の会計監査人を選出し、監査を行う。

## 第十条 義務

本団の少年団員は、コーチ等、指導者の指示に従い、事故のない様に、努力しなければならない。定められた活動日は、遅れたり休んだりしないように努力する事とする。

## 第三章 運営

### 第十一条 運営委員会

本団に、運営委員会を置く。  
運営委員会は、団長以下、指導部会・役員・父母会をもって構成し、団運営の必要事項を協議し、決定・実行する。

### 第十二条 団役員・部会役員

本団の運営を行う為に、以下の役員を総会で選任する。

団長 1名

副団長 若干名

会計 1名

書記 1名

また、以下の部会役員などについては、各部会にて推薦をし、総会にて承認を得るものとする。

育成父母部会長 1名

育成父母部会副会長 2名

育成指導部会長 1名

担当学年役員 若干名

その他、必要に応じ、本団顧問、及び相談役を置くことが出来る。

### 第十三条 任期

役員任期は、団長・副団長は2年、その他の役員は1年とする。  
但し、再任は妨げない。

### 第十四条 総会・議決

総会は、毎年一回開催し、活動報告・会計報告・その他の議決を審議する。  
総会は、原則として団員全員が出席する事とするが、やむを得ず出席出来ない場合は、その議決について出席者に一任する事とする。  
総会での議決は、主席者1/2以上の賛成をもって可決される。

(付帯事項 1)

ここで言う団員とは、少年団の保護者(1団員につき1名)を言う

(付帯事項 2)

臨時総会の開催は、必要と認められる議案等がある場合、開催することが出来る。

## 第四章 その他

### 第十五条 補足事項

第1項 本規約の発行は、平成14年4月1日よりとする。

第2項 指導上、十分な注意を払うが、万一事故が起こった時の処理は、スポーツ傷害保険の範囲内とし、指導者または団に、故意または重過失がある場合以外はその責任を負わない。

第3項 団員が、諸活動中に怪我等により、2週間以上入院した場合は、見舞金を支給する。標準額は、3,000円とし、返礼は行わない。

第4項 後援会の会員は、卒団員の父母とし、卒団者は、OB会に所属するものとする。  
後援会の会費は、年間1,000円の3年分を、卒団時に一括して支払うものとする。

第5項 団員の個人情報、団員内で共有し、団活動以外には使用しない事とする。

第6項 団員の肖像権は、大会等のプログラムへの掲載、新聞・テレビ等の大会にかかわる報道資料、団の広報活動のためのホームページへの掲載などの団活動以外には使用しない事とする。

第7項 感染症などのため、総会を開催できない場合は、議決内容の伝達をメールなどで行い、会議開催の場合と同数の賛成を得て、議決の承認を行う事とする。